議長・議会運営委員長に申入れ

委員長報告への質疑　制限すべきでない

２０２１年8月１０日

甲賀市議会議長　　橋本　恒典　様
同議会運営委員長　林田　久充　様

日本共産党甲賀市議員団　山岡　光広
小西喜代次
岡田　重美

８月２日の議運結果に対する日本共産党の見解と申入れ

８月２日開催の議会運営委員会で９月議会から「委員会中継」開始に伴う諸般の取扱いについて提案され、次回、８月１７日の議会運営委員会で決定するとされました。

提案内容は、「甲賀市議会は、他の議会と比べて詳細かつ丁寧な報告を行っていることから、①委員長報告を簡素にすること、②委員長報告に対する質疑は行わないこと（質疑する場合は通告すること）を会議規則の運用としてはどうか。」というものです。

「委員会中継」は、開かれた議会の一環として、それ自体は大きな前進であり歓迎するものです。そのうえで、提案された内容について、２日の議会運営委員会の席上、小西喜代次議員が問題点を指摘しましたが、日本共産党議員団として議論した結果、提案に対する見解と申入れを行うものです。

記

1.「常任委員会中継」が開始されることは、歓迎するものです。公開のマニュアルなどについては、一定必要と考えます。

2.「常任委員会報告を簡素にする」という点について

議員必携においても、本会議における付託議案の議事手続きの中で、「委員長が行う報告は、口頭で委員会における審査の経過と結果について、あくまでも中立公正、客観的立場にたって述べるものである」としています。但し、「議案の内容が極めて明瞭であり、委員会において全員一致をもって可決されたようなものについては、省略することができる」となっています。

また甲賀市議会の議会基本条例でも、第三条　議会の活動原則で「議会は、市民に開かれた議会を目指し、次に掲げる原則に基づき活動を行なわなければならない」とし、同条第４項では「市民に対して議会の議決又は運営についてその経緯、理由等を説明する責任を果たす」と明記されています。

こうした点から考えれば、結果だけを報告するのではなく、結果とそれに至る審査の内容・ポイントをキチンと報告することが必要です。本会議での発言は、議事録として永久保存されます。市当局が今後の執行にあたって、生かすべき点を示すことにもなります。もちろん、ダラダラと述べる必要はありませんので、議案の特徴と審査内容のポイントを簡潔に報告することが委員長には求められます。

提案されているように「委員会中継があるので報告は簡素でいい」というのは、筋違いの話です。よって、「簡素」ではなく、「簡潔」にポイントを得た委員長報告にするべきです。

3. 委員長報告に対する質疑は行わないことを会議規則の運用としてはどうかについて

質疑とは、現に議題となっている議案に対する疑義をただすことをいいます。議案審議の段階で最も重要なものです。

各常任委員会の委員長報告についても同様で、キチンとした報告がされていれば、その必要性はありませんが、結果だけでどんな議論がされたのか、それが議案の可否に関わる問題であれば、その疑義をただすのは当然のことです。

議会運営委員会として「委員長報告に質疑はしない」と決めることは、議員の発言を制限するものであり、議会基本条例の主旨にも反することで認められません。

議員必携でも「委員長の審査の経過と結果の口頭報告を求め、委員長に対する質疑を行い、討論・採決の順序で本会議におけるその事件の意思決定がなされる」と示されています。「委員長報告に対する質疑をしない」と議会運営委員会で決めることは、重大な問題です。なお、委員長報告に対する質疑は、「審査の経過と結果に対する疑義にとどめる」ことは理解をするものです。

なお、こうした重大な問題は議員間の合意形成が大事であり、議会運営委員会の多数決で決めるものではないことについても、あわせて申入れます。

以上

◆議員必携

全国町村議会議長会編集で、全国の地方議会議員はもとより、議会関係者の入門書及び研修図書として広く愛用されています。本会議や委員会の運営など議会の基本的なルールなどが掲載されています。

◆甲賀市議会基本条例

議会運営及び議員に関する基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく市民の負託に的確に応え、市民が安全で安心して生活できる豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的に２０１３年９月議会で制定。

日本共産党
甲賀市議員団ニュース
2021年　8月15日　第369号

山岡　光広
甲南町森尻 16
TEL　86-2985
Fax 86-0415

小西喜代次
信楽町勅旨 456
TEL　83-0765
Fax 83-0765

岡田　重美
土山町南土山甲 78-15
TEL 66-0696
Fax